

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正の概要について

【改正趣旨】 標記条例について、所要の改正措置を講ずるものである。

【改正内容】 三田市議会政務活動費の交付の支給対象をこれまでの会派のほか議員個人への支給を選択できるよう改められたことによる所要の規定の整備（第3条の2関係）

【現 行】

（交付対象）

第2条 政務活動費は、三田市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額60,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

【改正案】

（交付対象）

第2条 政務活動費は、三田市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条第3項の規定により政務活動費を会派に交付することを選択した会派を除いた会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）（以下「会派等」という。）

（交付額及び交付の方法）

第3条 政務活動費は、議員1人当たり月額60,000円（以下「基準額」という。）とする。

2 略

3 会派に対する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に基準額及び当該半期に属する月数を乗じて得た額とする。

4 交付対象議員に交付する政務活動費は、基準額に当該半期に属する月数を乗じて得た額とする。

【施行期日】 平成28年4月1日